

平成17年4月  
福祉保健局

## 「被保護者自立促進事業」について

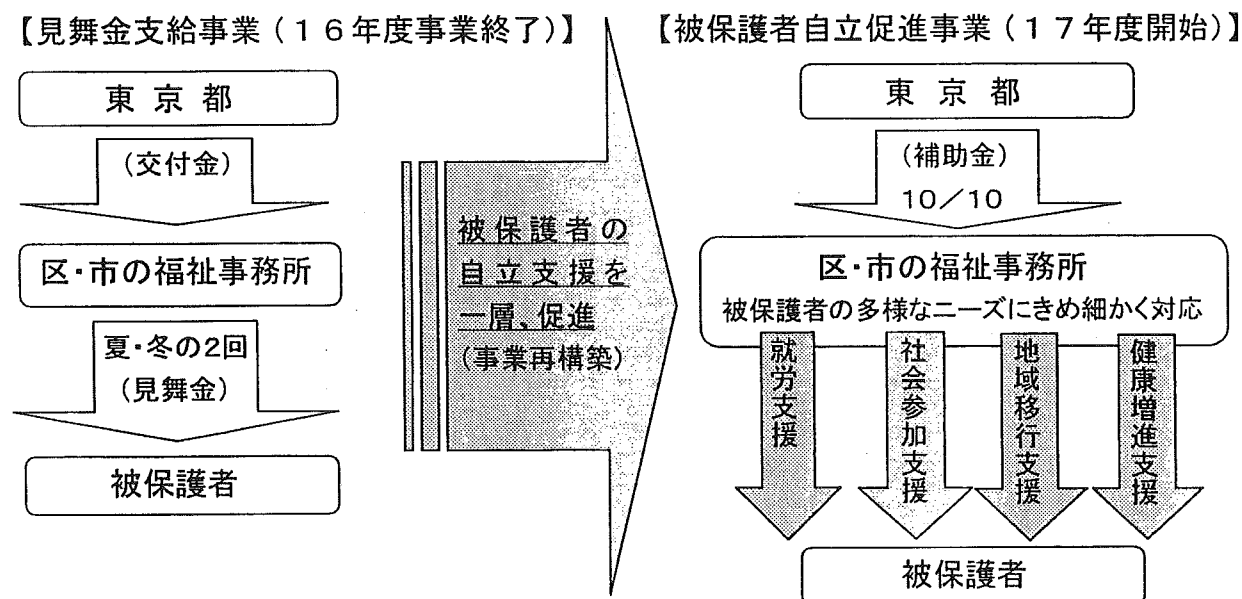
### 1 事業概要

被保護世帯に対し、就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援など、自立支援に要する経費の一部を支給することによって、その自立の促進を図る。

### 2 支援内容

- ① 就労支援費（求職活動のための被服等購入費、技能習得費、緊急一時保育料など）
- ② 社会参加活動支援費（シルバー人材センター年会費、ボランティア保険料など）
- ③ 地域生活移行支援費（住宅の火災保険料や連帯保証費）
- ④ 健康増進支援費（区市町村が行う介護予防教室等の参加費など）
- ⑤ その他、被保護者の自立支援に資すると福祉事務所が認めた経費

### 3 事業のしくみ



### 4 実施主体

区・市(町村部は都が実施)

### 5 平成17年度予算額

10 億円

## 被保護者自立促進事業の概要（参考）

### ～基本事業～

支給対象事業	支給経費の種類	支援の内容	対象者の要件	(参考)西多摩福祉事務所の対象者1人当たりの上限単価
就労支援	被服等	・スーツ代等の支給	主に稼働年齢層の被保護者で就職面接時に必要なスーツ等を購入した者であり、福祉事務所長が必要と認めた者。	25,000円
	就労支援費	・補助教材費等の支給	既に技能修得費が支給されており積極的に資格取得を目指している被保護者であって、補助教材等を購入した者であり、福祉事務所長が必要と認めた者。	
	緊急一時保育料	・緊急一時保育料の支給	母子世帯等で母子(主に9歳以下)の病氣時に一時的に子を施設等に預けた場合で、福祉事務所長が必要と認めた者。	
社会参加活動支援	ボランティア講座受講料	・ボランティア講座受講料の支給	高齢者でボランティア講座を受講した被保護者であって福祉事務所長が必要と認めた者。(入院、入所中の者を除く)	6,000円
	社会活動参加費	・ボランティア保険	高齢者でボランティア活動を行うに伴い、ボランティア保険に加入した被保護者であって福祉事務所長が必要と認めた者。(入院、入所中の者を除く)	
	シルバー人材センター年会費	・ボランティア保険料の支給	高齢者でシルバー人材センター年会費を負担した被保護者であって、就労収入からの必要経費控除を行っていない者。(入院、入所中の者を除く)	
地域生活移行支援	火災保険料	・火災保険料の支給	長期入院患者の退院時等に新たに住居を確保する場合は敷金等が支給される被保護者世帯であって福祉事務所長が必要と認めた者。	6,000円
	住宅契約関係費	・連帯保証費の支給	長期入院患者の退院時等に新たに住居を確保する場合は敷金等が支給される被保護者世帯であって福祉事務所長が必要と認めた者。	
健康増進支援	介護予防教室参加費	・介護予防教室参加費の支給	介護予防を目的とする介護予防教室に参加した被保護者であって福祉事務所長が必要と認めた者。(入院、入所中の者及び介護サービス受給者を除く)	3,000円

### ～特別事業（都の示した4つのモデル事業）～

支給対象事業	支給経費の種類	支援の内容	対象者の要件	(参考)西多摩福祉事務所の対象者1人当たりの上限単価
高年齢者等生活環境改善事業	生活支援事業	・居室清掃(事業者への委託)及び居環境整理サポート支援(ヘルパー等派遣)	部屋を清潔に保てない保護受給中の高齢者等(他法他施策での援助対象者は除く)であって、福祉事務所長が必要と認めた者。ただし、他法他施策により受け入れられる生活支援サービスの上乗せサービスは対象としない。	居室清掃 150,000円 ヘルパー等派遣 54,000円
		・生活支援サービス年会費及びヘルパー等派遣費用の支給	他法他施策による生活支援サービスが受け入れられない被保護者で、病状等で福祉事務所長が支援を必要と認めた者。	
		・火災保険料の支給	生活保護開始後、初回の居宅契約更新を行う場合で敷金等が支給される被保護者世帯(住宅契約関係費対象世帯を除く)であって福祉事務所長が必要と認めた者。	
地域生活移行支援	住宅契約支援事業	・連帯保証費の支給	生活保護開始後、初回の居宅契約更新を行う場合で敷金等が支給される被保護者世帯(住宅契約関係費対象世帯を除く)であって福祉事務所長が必要と認めた者。	6,000円
	債務整理援助事業	・予納金の支給	破産宣告の手續きを希望する多重・多額債務に随って被保護者であって、福祉事務所長が必要と認めた者	20,000円 15,000円

## 生活保護受給者自立促進事業の実施について

監査保護課

## 1 事業目的

この事業は、自立支援プログラムの策定・実施（支援メニューの活用を含む。）によって、「ケースワーカー業務支援」及び「被保護者自立支援」を目的にする。

## 2 事業実施主体及び実施年度

1) 「母子世帯・若年者等自立・就労支援事業」及び「長期入院患者（高齢者・精神障害者等）社会復帰促進事業」については、平成17年度から平成18年度にかけて、粕屋・遠賀・田川保健福祉環境事務所において実施する。

なお、「求人セット型職業訓練・就職支援事業」については、粕屋・遠賀・田川保健福祉環境事務所以外の県保健福祉環境事務所で活用可能なケースが生じた場合は、その利用も可能とする。

2) 「中国帰国者自立事業」については、平成17年度から全保健福祉事務所を対象に実施する。

## 3 実施における留意点

1) 実施にあたっては、ケースワーカー及び実施事務所に負担がかからないよう事務処理に留意する。

2) 実施方法については、地域事情に応じて各事務所で工夫する。

3) この事業は数値的な成果を目指すものではなく、その結果のみを一方向的にケースワーカーに強要しない。

4) 自立支援プログラムへの取組が不十分であることをもって、被保護者にペナルティを課すような新たな手法は取らない。

# 母子世帯・若年者等自立・就労支援プロジェクトの モデル3県保健福祉環境事務所における試行実施素案について（3月11日付）

## 1 事業目的

母子世帯が増加している中で、逆に稼働率は低下して来ている。そのため、若年者対策も合わせて、自立支援プログラム導入することで、就労支援を推進する。

## 2 対象者

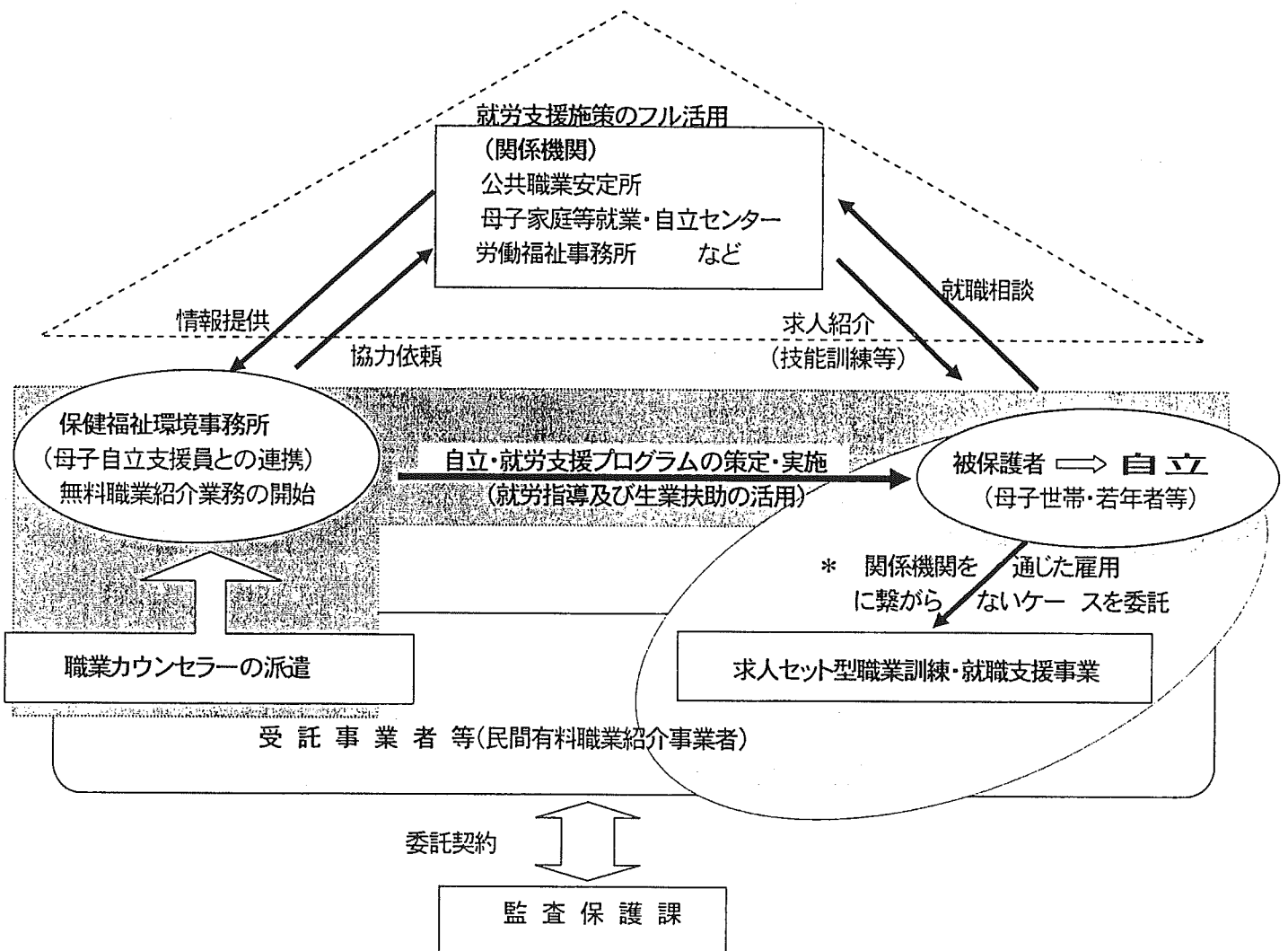
- 1) 母子世帯等の親 \* その他の世帯に分類される元母子世帯など実施機関が適当だと判断した者も含む。
- 2) 35才未満の若年者

## 3 主な体制強化策

### 1 民間職業カウンセラーによるCW業務への全面的な支援

### 2 求人セット型職業訓練・就職支援事業の創設

### 3 ハローワーク等の関係機関との連携強化



#### 4 具体的な手法

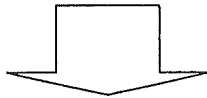
### 民間職業カウンセラーによるCW業務への全面的な支援

#### 1) 課題認識の組織的共有化と対応策の確立(推進委員会)

ア、管内対象者の実態把握

イ、関係機関・団体等との調整によって、支援メニューを整備する。

ウ、個別プログラム(自立計画)の策定実施を円滑にすすめるためのCW業務支援標準マニュアルを作成する。



#### 2) 自立・就労支援個別プログラム(自立計画)の策定(アセスメント及びプランニング) (原則6か月計画)

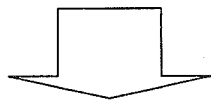
ア、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握の取組」と連動させ、重点的に自立・就労支援すべきケースを、担当CWの立案に基づき、各課ケース検討会議で組織的に選定する。

イ、CWは選定された被保護者との話し合い等によって、自立・就労支援個別プログラム(自立計画)案を作成する。

\* 支援メニューの選択

- ・ 求人セット型職業訓練・就職支援事業
- ・ ハローワーク等の関係機関の社会資源の活用

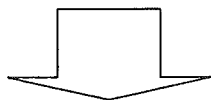
ウ、各課ケース検討会議において、自立・就労支援個別プログラム(自立計画)案を検討し、被保護者に確認の上、決裁を受ける。



#### 3) 自立・就労支援個別プログラム(自立計画)の実施及びモニタリング

ア、CWは、被保護者による自立計画の取り組み状況を把握する。

イ、推進委員会において、査察指導員の報告(必要に応じてCWに現状確認)をもとに、全体の進捗状況を把握し、改善すべき問題点が発生すれば組織的対応を図る。



#### 4) 自立・就労支援個別プログラム(自立計画)の再アセスメント等

自立・就労支援個別プログラム(自立計画)の実施期間が終了次第、若しくは自立・就労支援個別プログラム(自立計画)を大幅変更する必要性が生じた場合、CWは自立計画の見直しを行う。

長期入院患者(高齢者・精神障害者等)社会復帰プロジェクトの  
モデル3県保健福祉環境事務所における試行実施素案について

(3月11日付)

1 事業目的

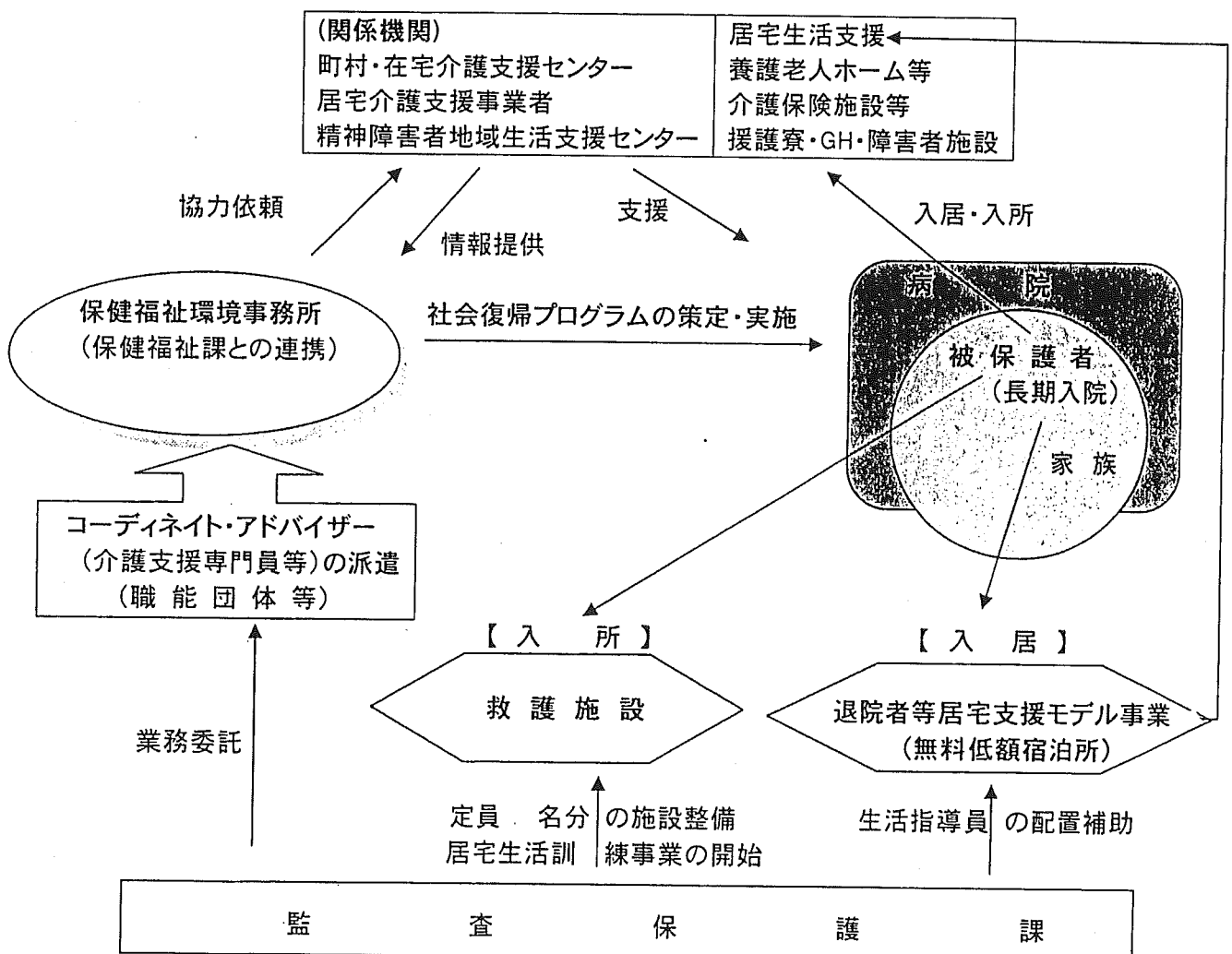
長期入院患者で退院可能な者について、自立支援プログラムの手法を導入することで、社会復帰を促進する。

2 対象者

入院後3ヶ月以上になる者で、主治医の受入条件が整備されれば退院が可能だとの判断があり、かつ社会帰に関して積極的な支援を要する被保護者。

3 主な体制強化策

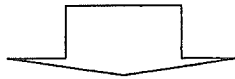
- 1 コーディネイト・アドバイザー(介護支援専門員等)による  
CW業務への全面的な支援**
- 2 救護施設の整備(H18年度 名分)と  
活用促進のため居宅生活訓練事業の開始**
- 3 退院者等居宅支援モデル事業の創設(計画中)**



4 具体的な手法（「長期入院に係る例外的給付」に係る退院促進の取り組みと連動させる。）

**コーディネイト・アドバイザー（介護支援専門員等）による  
CW業務への全面的な支援**

1) 長期入院患者（高齢者・精神障害者等）社会復帰プログラムの策定・実施にあたっての具体的な手法の調査研究を、コーディネイト・アドバイス業務委託（予定）団体に委託する。（調査期間4～5月）



2) コーディネイト・アドバイザーの協力で退院の可能性を調査  
（受入先の条件等の確認：アセスメント） 6月～

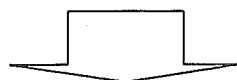


3) コーディネイト・アドバイザーの案をもとに、事業対象者の選定と課題分析及び社会復帰個別プログラムをプランニング

- \* 退院先の選択肢の拡大
- ・ 救護施設の整備（H18年度 名分）と活用促進のため居宅生活訓練事業の開始
- ・ 退院者等居宅支援モデル事業の創設（計画中）



4) 社会復帰個別プログラムの実施及び状況把握



5) 社会復帰個別プログラムの見直し（再アセスメント）

# 中国帰国者自立支援プロジェクトの実施素案について

(3月11日付)

## 1 事業目的

国保・援護課が所管する自立指導員や自立支援通訳の派遣を受けることが出来ない中国帰国者等に対して、通訳者を派遣することで、保護の実施機関の業務を支援する。

## 2 対象者 県保健福祉環境事務所管轄の中国帰国被保護者等

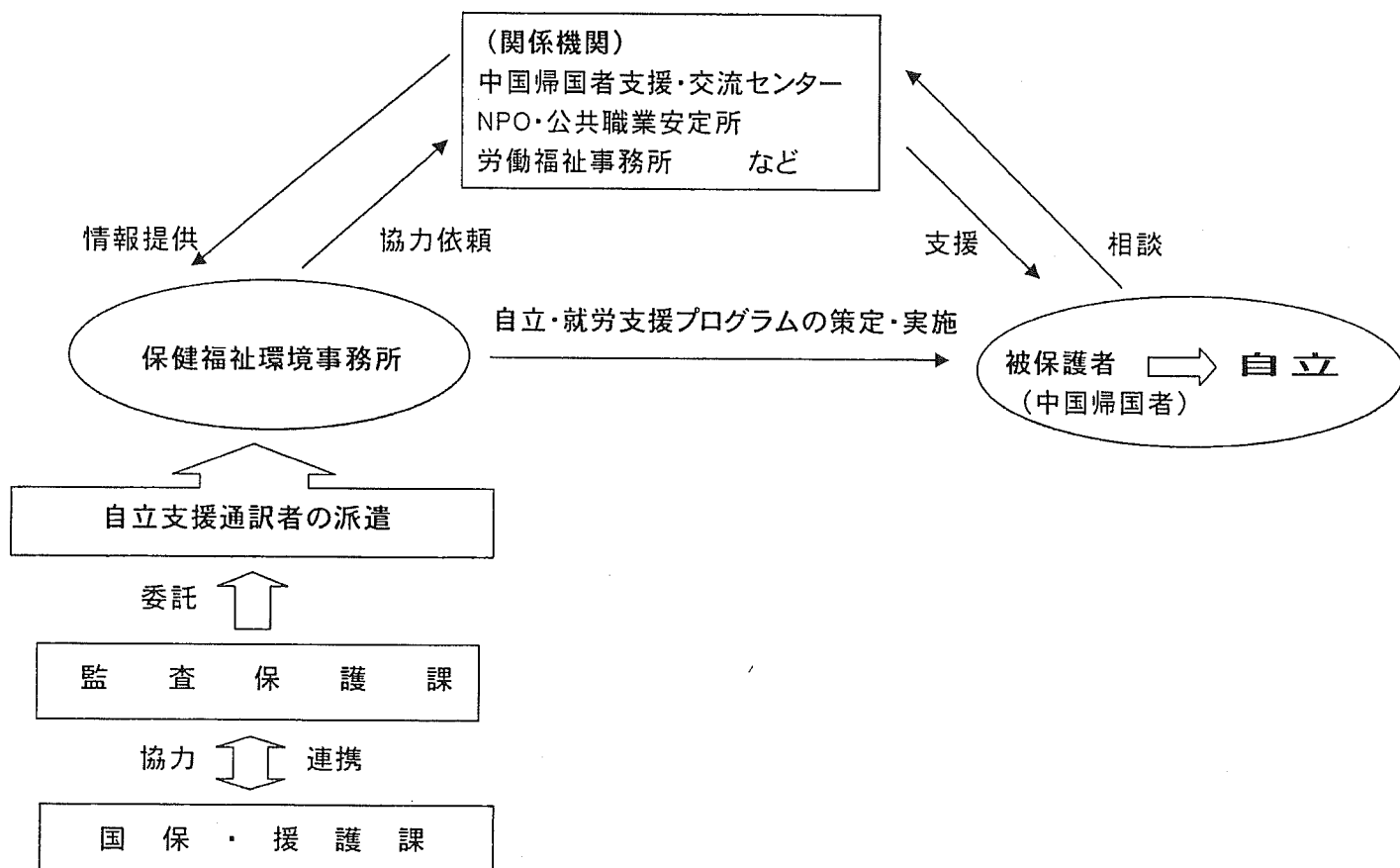
## 3 実施方法

1) 年度当初、県保健福祉環境事務所は中国帰国被保護者の自立支援プログラム(通訳者の派遣要請計画:月に1~2回程度)を監査保護課に提出し、事前承認を包括的に得る。年度途中に追加が必要になった場合には、速やかに監査保護課に承認を求める。

2) 監査保護課は、予算の範囲内で、国保・援護課との連携のもと、通訳者を派遣する。その際、必要に応じて、県保健福祉環境事務所に計画の調整を要請できる。

\* 自立支援通訳の派遣期間については、定着後3年以内だが、医療機関及介護保険利用の場合はこれまで4年目も認められている。H17年度以降、医療や介護に限定し、5年目以降も派遣の見込み。ただし、一定の制限がある。

\* 中国語版の「生活保護のしおり」を作成配布予定。





## ○沖縄市生活支援ふれあい相談員設置要綱

### (設置)

第1条 地域におけるさまざまな人々が相互に助け合い、交流できるように住民の連携を深めると共に、被保護者等に極めの細かい処遇の充実を図るため、本市に生活支援ふれあい相談員(以下「ふれあい相談員」という。)を置く。

### (委嘱)

第2条 ふれあい相談員は、地域福祉に関する深い関心と理解をもち、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有するもののうちから市長が委嘱する。

### (援助対象)

第3条 この事業の援助対象者は、被保護世帯等(福祉事務所相談来訪者及び保護自立世帯を含む)のうち、公的制度の内外の各種社会資源を動員した集中的な援助を必要とする世帯とする。

### (職務)

第4条 ふれあい相談員の職務は次のとおりとする。

- (1)集中ケアを要する被保護者に対し、保健士、ヘルパー、近隣住民等の社会資源の現場における調整援助を行うこと。
- (2)公的制度で満たし得ないサービスを要する被保護者に対し、ふれあいの中から精神的なゆとりを培うための支援を行うこと。
- (3)要援護世帯に該当する被保護者以外の相談来訪者の福祉需要を測定し、公的制度及び社会資源の積極的な活用を援助すること。
- (4)生活保護自立者で、なお福祉需要を内包する者に対して、他法他施策・社会資源サービスとの連携及びフォローアップを行う。
- (5)その他地域の要援護者の支援に関すること。

### (定数)

第5条 ふれあい相談員の定数は2名とする。

### (任期)

第6条 ふれあい相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (解職)

第7条 市長は、ふれあい相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中においてもこれを解職することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行ができないとき。
- (2)その他市長が不相当と認めたとき。

### (服務)

第8条 ふれあい相談員は、その職務を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、かつその処理は担当ワーカー及び査察指導員に随時報告すること。

- 2 ふれあい相談員が被保護世帯以外の世帯を要援護世帯とするときの処理は、査察指導員に随時報告すること。
- 3 ふれあい相談員は、社会奉仕の精神をもって、被保護世帯の相談指導にあたり、その職務を行ううえで必要な知識及び技能の習得に努めるものとする。

### (研修)

第9条 ふれあい相談員の資質の向上を図るため、県内外において視察研修を実施する。

### 附則

この要綱は、平成4年4月1日より適用する。  
この要綱は、平成8年4月1日より施行する。

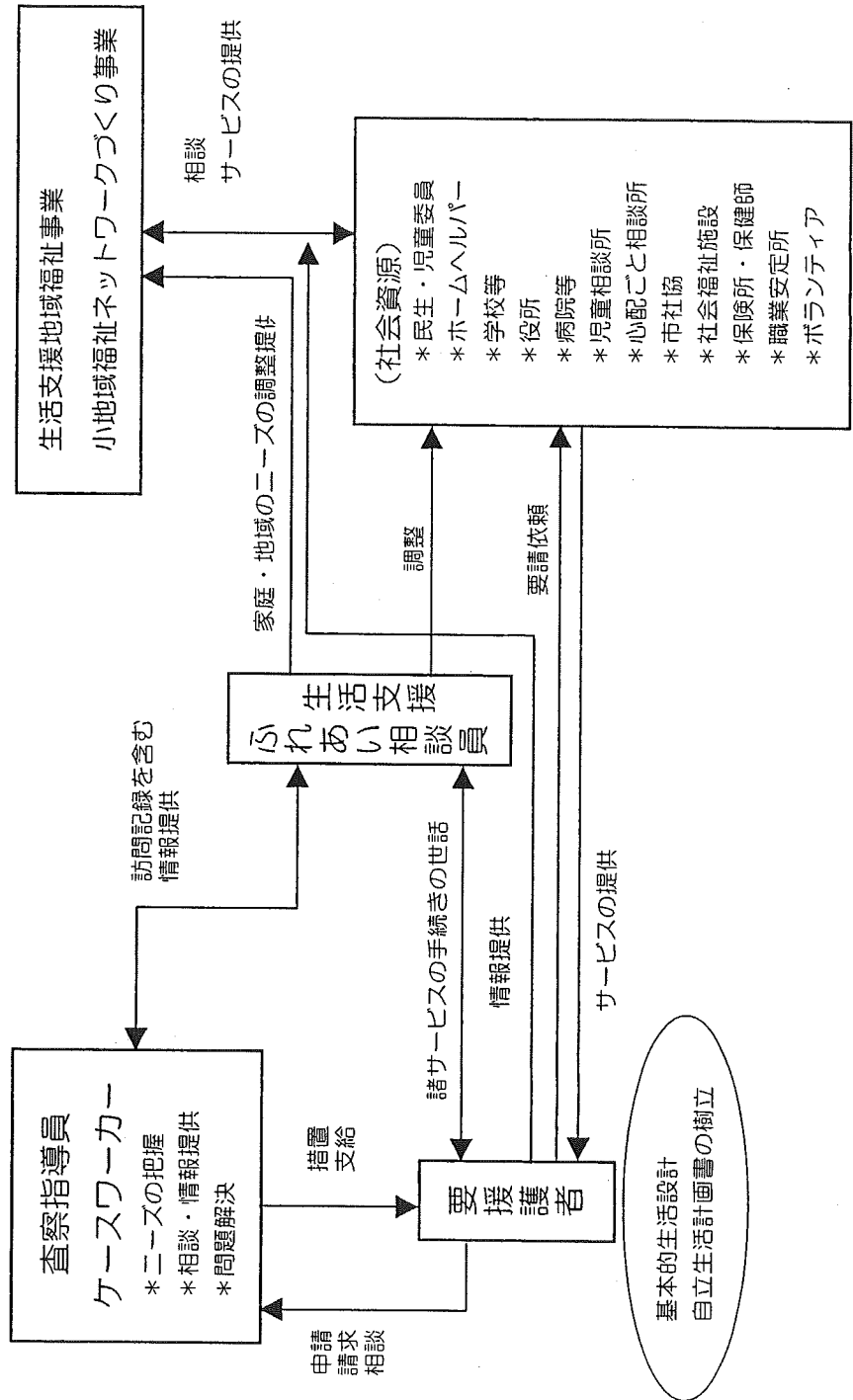
## 生活支援ふれあい相談事業の必要性

生活支援ふれあい相談事業は、「地域におけるさまざまな人々が相互に助け合い、交流できるように住民の連帯を深めるとともに、被保護者等に極めの細かい処遇の充実を図る」（設置要綱）ことを目的とし、被保護世帯のうち公的制度や地域の社会資源の活用等を必要とする要援護世帯をその対象としている。

現在、要援護高齢世帯を主な対象ケースとして、2名の専任嘱託員がそれぞれケースを担当、2ヶ月毎（ケースによっては毎月）に家庭訪問を実施し、その中で必要なニーズを把握、担当ケースワーカー及び査察指導員とも連携しつつ、その解決に努めている。

近年特に増加傾向にあるものに、訪れる身寄りが少なく、また地域との交流に欠ける等引きこもりがちな単身高齢世帯の存在がある。その世帯に対し継続した定期的訪問を行うことで、「話し相手」となり、精神的なゆとりと「癒し」になる生活の安定を図ることが大事であること、さら

沖縄市生活支援ふれあい相談事業体系図



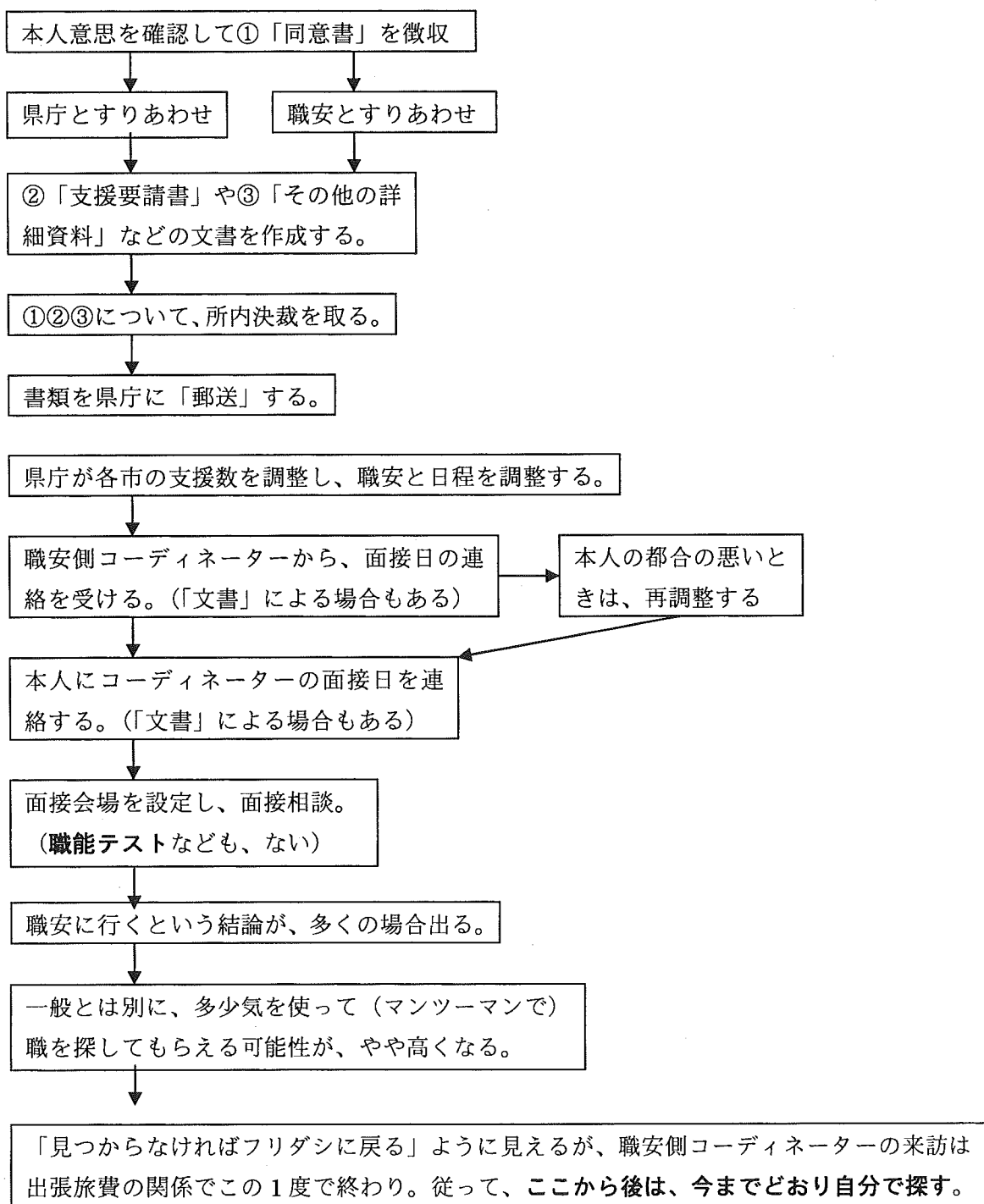
# 国の「就労支援プログラム」の現実と、改善のポイント

横須賀市福祉事務所 生活福祉課

## 1. 現状の分析

まず、「プログラム」と称される現状の流れを見ると、時間がかかり過ぎて、これでは現実問題として「職が逃げてしまう」ことが分かる。

また、フロー以外の副産物としては、当然統計上の書類など、上級官庁から作成・報告を求められる資料も増えていることもあげられる。



## 2. 改善のポイント

支援メニューが不足したまま、「プログラム」を「文書主義」に置き換えてしまうような従来の構図が、はじめから出来上がってしまっていることが、大いに問題である。

職安のコーディネーターは、「出張旅費が無い」との理由で、福祉事務所には1回しか来ない。「職に就きたいなら、本人たちが職安に来ることが当然。」と思っている既存の職安職員の中で短期的な実務研修を積み、その土壌で仕事を行うため、積極的に福祉事務所行って、本人たちの話を聞かなければ実体が分からないという姿勢は、生まれようが無い。

解決のポイントは、職安側のコーディネーターを福祉事務所に出向配置させ、生活保護受給者はもちろん、まだ生活保護を受けていない人達の相談を積極的に受け、そのニーズを把握して、福祉のシステムと、職安システムの仲立ちを行うことである。

たとえば本市の場合、専門職制度を設けていないが、税務経験者、年金経験者、戸籍経験者、健康保険経験者、教育委員会経験者、議会事務局経験者、保健所精神保健経験者、など実に多彩な経験者を、ケースワーカーとして配置する人事交流の配慮が行われている。

これにより、各分野の広範な知識が、毎日ケースワーカー全体に浸透・習得され、他課との円滑なコミュニケーションが保たれ、業務は極めて効率的に執行されている。

(市民との最前線の業務では、多彩な知識を持つことが有効であり、固定的専門職配置は極力最小限度にとどめるべきものと思われる。)

誰が(職安側、福祉側の)コーディネーターになろうとも、配置された職場(職安にしても福祉にしても)の日常性に埋没することが、自動的に許されなくなってしまうような、流動的な人事配置のシステム(1週間のうち2日は互いの職場に出向するなどの交流人事)を構築することが、プログラムを早く軌道に乗せるためのポイントになると考えられる。

## 3. 横須賀市の就労相談員によるプログラム

本市のプログラムは、以下の3段階であり、実に単純である。

- (1) 長く職安の面接を経験した人を雇用しておく。(就労相談員)
- (2) 就労相談員が、まだ生活保護を受けていない人や、すでに受けている人の相談を受ける。
- (3) 必要に即して、就労相談員が、
  - ①. 一緒に職安に行き、一緒に職を探し、会社の面接日まで取り付ける。
  - ②. その他のメニューを考え、照会確認のうえ、本人に同行し紹介する。

以上

# 自立支援プログラムに関するアンケート

2005年8月

自立支援プログラム開発研究会

丹波 史紀(福島大学)

山田 壮志郎(岐阜経済大学)

下村 幸仁(会津大学短期大学部)

近年、生活保護制度の見直しに関する議論が活発に行われています。「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」においても、生活保護制度全般にわたる課題の論議がされ、昨年12月には報告書が提出されたところです。特にその中で、平成17年度より実施されております「自立支援プログラム」は、今後の生活保護行政に大きな影響をもたらすものと考えます。

当研究会では、平成17年度より厚生労働省科学研究費補助金の交付を受け、より効果的な自立支援プログラムの開発研究を行っております。この研究を進める上で、各都道府県におけるプログラム実施状況につきまして、現況を把握すべくアンケート調査を実施することにいたしました。お忙しい状況にあると存じますが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

問合先: 福島大学 行政政策学類 助教授 丹波史紀  
〒960-1296 福島県福島市金谷川一番地  
TEL&FAX (024)548-8290  
E-mail tanba@ads.fukushima-u.ac.jp

※ アンケートにはすべて、政令指定都市を除いた都道府県内の状況についてご回答ください。

記入日	年	月	日
都道府県名	所管課・係		
連絡先電話番号			
現業員数（本年4月1日現在、以下同じ）			人
現業員の平均経験年数			年 ヶ月
新人現業員数			人
査察指導員数			人
現業員経験のない査察指導員数			人

問1 厚生労働省は、11種類の個別支援プログラムを例示しています。貴都道府県では、厚生労働省が示す以下のプログラム(それに類するものも含む)を実施されていますか？ 1～3の番号でお答えください。

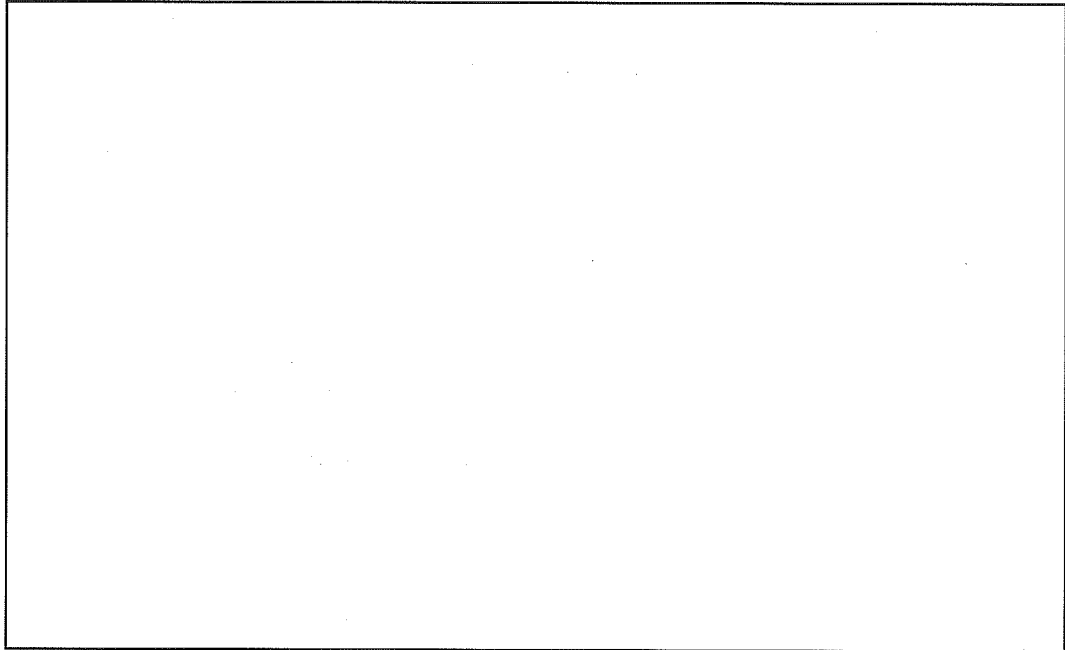
- |                                    | 1 実施している | 2 実施予定 | 3 実施していない |
|------------------------------------|----------|--------|-----------|
| ①「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム・・・・・・・・・・ | 1        | 2      | 3         |
| ②福祉事務所における就労支援プログラム・・・・・・・・・・      | 1        | 2      | 3         |
| ③福祉事務所における若年者就労支援プログラム・・・・・・・・・・   | 1        | 2      | 3         |
| ④精神障害者就労支援プログラム・・・・・・・・・・          | 1        | 2      | 3         |
| ⑤社会参加活動プログラム・・・・・・・・・・             | 1        | 2      | 3         |
| ⑥日常生活意欲向上プログラム・・・・・・・・・・           | 1        | 2      | 3         |
| ⑦高齢者健康維持・向上プログラム・・・・・・・・・・         | 1        | 2      | 3         |
| ⑧生活習慣病患者健康管理プログラム・・・・・・・・・・        | 1        | 2      | 3         |
| ⑨「精神障害者退院促進支援事業」活用プログラム・・・・・・・・・・  | 1        | 2      | 3         |
| ⑩元ホームレス等居宅生活支援プログラム・・・・・・・・・・      | 1        | 2      | 3         |
| ⑪多重債務者対策プログラム・・・・・・・・・・            | 1        | 2      | 3         |
| ⑫その他、貴機関が独自に実施する個別支援プログラム・・・・・・・・  | 1        | 2      | 3         |

※ ⑫について、実施している、あるいは実施予定の場合、具体的にはどのようなプログラムですか？以下にご記入ください。

問2 「就労自立」以外の「日常生活自立」・「社会生活自立」にかかわって、貴都道府県で実施しているプログラムがありますか？

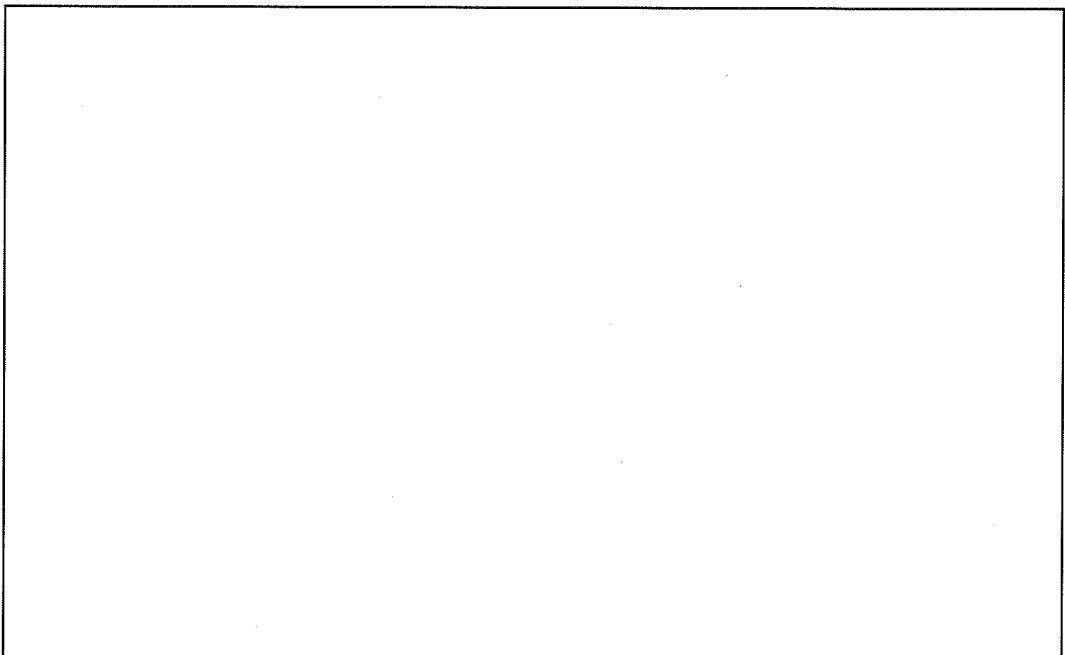
1 実施している

→具体的な内容をご記入ください



2 実施していない

→今後実施される予定がある場合は、予定時期や想定されているプログラムの内容等を、また、実施予定がない場合は、実施困難と思われる理由や課題等をご記入ください。





問3は、問1の①で、「実施している」「実施予定」とお答えいただいた都道府県のみにお伺いします。「実施していない」とお答えいただいた都道府県は、問4にお進みください。

問3 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムの内容についてお伺いします。

A 福祉事務所担当コーディネーターとして、新たな職員を配置されましたか？

- 1 新たに職員を配置した → ( 正規職員 ・ 嘱託職員 ・ その他 )
- 2 既存の職員が兼務している
- 3 その他 → ( )

B 就労支援プログラムの対象者を選定するための独自の会議を、福祉事務所にて行っていますか？

- 1 行っている
- 2 行っていない

C 就労支援プログラムの対象者は、どのような基準で選定されていますか？

問4 厚生労働省が示している自立支援プログラムについて、その必要性あるいは意義や課題など、貴都道府県が感じておられることを自由にご記入ください

ご協力ありがとうございました

## II 分担研究報告

# ホームレス自立支援センター入所者の動向分析

山田壮志郎（岐阜経済大学）

## 1 問題意識と研究の目的

1990年代後半以降、全国的に急増するホームレスへの支援施策が急速に展開した。従来、生活保護法に基づき地方自治体を実施する保護と、ホームレスを多く抱える一部の自治体が独自に実施する「法外援護」と呼ばれる諸施策とによって構成されていたホームレス対策は、全国レベルでのホームレスの急増を受けて、国レベルの対策へと変化してきた。1999年に設置された、関係省庁と関係自治体とによって構成される「ホームレス問題連絡会議」が一連の施策の発端として位置づけられるが、2002年に、日本で初めてのホームレスを対象とした独自立法「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、特別措置法）」が制定・施行されたことで、国によるホームレス対策は一つの節目を迎えた。

国レベルでの支援施策の整備は、自治体レベルでの新たなホームレス対策の急展開へと結びついた。特別措置法第8条によって策定が義務付けられた国の「基本方針」をもとに、「必要があると認める」（同第9条）都道府県・市町村が、ホームレスの自立の支援等に関する「実施計画」を2004年ごろに相次いで策定した。また、ほぼ同じ時期には、ホームレス支援のための具体的な施設として、シェルターや自立支援センターといった施設が、国による財政支援も受けながら地方自治体によって開設され始めた<sup>1</sup>。

名古屋市は、全国でも3番目に多くのホームレスを抱える自治体<sup>2</sup>であり、国による施策の整備と歩調を合わせて、あるいは部分的には国に先駆ける形で、この間新たなホームレス対策を進めてきた。2001年9月に市内のホームレスを対象として実施された聞き取り調査を皮切りに、2002年10月にはシェルター事業である「白川公園前宿泊所」を、同年11月には自立支援センター事業である「自立支援事業あつた」を、相次いで開設した。さらに、2004年5月には、市内2ヶ所目となるシェルターと自立支援センター（「名城公園宿泊所」および「自立支援事業なかむら」）を開設し、同年7月には「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を発表した。

これら国レベル、地方自治体レベルで近年急速に展開しているホームレス対策は、ホームレスが就労して生活することができるように支援するための「就労自立アプローチ」に重点を置いて進められている（山田2003）。2003年に国が実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（以下、全国調査）」によれば、ホームレス全体の84.9%が65歳未満の稼働年齢層にあり、また、野宿生活に至った理由については、「倒産・失業」（32.9%）、「仕事が減った」（35.6%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」（18.8%）などの回答が上位を占めている（複数回答）。さらに、今後の望む生活についての質問では、49.7%が「きちんと就職して働きたい」と回答した（厚生労働省2003）。全国調査だけでなく、各自治体がこれまで実施してきたホームレス実態調査でも、ホームレスが失業を原因として野宿に至ったことと、高い就労意欲を持っていることが明らかにされてきた。そうした日本のホ

<sup>1</sup> 平成17年度現在、全国に10ヶ所の「ホームレス緊急一時宿泊事業」（いわゆるシェルター）と22ヶ所の「ホームレス自立支援事業」（いわゆる自立支援センター）が設置されている。

<sup>2</sup> 2005年8月の名古屋市発表では、1,036人。